

【規格名（和名）】

標準歯科病名マスター

【規格名（英名）】

Standard Dental Disease Code Master

【規格の目的、概要】

同じ疾患でも歯科病名は、地域の違いや歯科で使われる病名が医科では使われていないなど、医療連携を難しくする要因がいくつかあります。標準歯科病名マスターは、歯科分野において病名を標準化させることで、施設間での医療情報の蓄積や交換、共有を可能にするなどデータの互換性実現に向けて、ICD10 対応標準病名マスターの一部として開発しました。開発にあたっては、大学病院のマスター、保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）から提供を受けたマスター、学術用語集歯学編（文部科学省）を含む学会用語集等から、歯科関連病名をできる限り収集し、病態ごとの整理、病名表記および同義・類義の関係の整理、そしてICD コーディングを行いました。歯科では、「全部鑄造冠脱離」、「義歯破損」、「義歯不適合」のように人工物である冠や義歯などの状態表現を病名としているため、これら修復物や補綴物に関する病名についても、できる限りの掲載をしました。そして、日本歯科医学会歯科学術用語委員会および日本歯科医師会社会保険委員会の監修を受けました。

歯科病名マスターは、「歯科病名基本テーブル」と「歯科索引テーブル」で構成されています。「歯科病名基本テーブル」は、ICD10 対応標準病名マスターから歯科病名を抽出し、歯科独自の項目を追加した構造となっています。

「歯科索引テーブル」は、歯科病名基本テーブルおよび修飾語テーブルから用語を索引するための索引用語を集めたテーブルです。医科病名マスターの「索引テーブル」から「歯科病名基本テーブル」に対応した索引語のみ抽出しました

(1) カルテ表記略称名

歯科分野では、カルテおよび歯科診療報酬明細書の傷病名を略称で記述するケースが多く、ICD10 対応標準病名マスターの病名表記（正式表記）と、カルテの略称記載もしくは歯科診療報酬明細書の傷病名の略称記載が、必ずしも一致しません。そこで、標準歯科病名マスターでは、略称が用いられている歯科病名について、「カルテ表記略称名」または「レセプト表記略称名」を収載して、カルテや歯科診療報酬明細書に略称を記載できるようにしました。このように歯科臨床で用いられる略称を収載し、病名表記（正式表記）、カルテ表記略称名、レセプト表記略称名が病名交換用コードを介して結ばれるようになったことで、歯科領域だけでなく止まっていた医療情報の交換や共有が、医科領域も含めて可能となりました。

(2) レセプト表記略称名

レセ電算用傷病名マスターの「歯科傷病名省略名称」と完全一致しています。なお、収載した「カルテ表記略称名」および「レセプト表記略称名」は、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称」等として厚生労働省から通知されているものです。

(3) ICD-DA

ICD-DA は、歯科学及び口腔科学の領域における ICD10 を補助する “Application of the International Classification of Dentistry and Stomatology, Third Edition” による分類のことです。歯科病名で統計をとる場合に利用することができます。

(4) 歯科使用分野

歯科病名マスターは歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科などの歯科診療所から大学歯科病院までの使用にも対応できるよう多くの病名を収載しているため、使用に先立ち「よく使う病名」を選ぶ作業が必要になると考えられます。そこで、

歯科使用分野の項目を設け、病名を選ぶときの一つの目安となるよう、歯科の用途に応じ、一般診療所用、歯科矯正用、一般診療所と歯科矯正の両方に使用できるものにフラグを立てました。

(5) 傷病名欄記載不適

内容詳記等には用いるが、傷病名としてカルテの傷病名欄、歯科診療報酬明細書の傷病名欄には通常使われないと思われる病名に、一つの目安となるようフラグを立てました。

【規格の適用領域】

電子カルテ、オーダーエントリーシステム、医事システム、レセコンなどにおける、病名入力および ICD10、レセ電算コードなどのコーディングに適用されます。ICD10 対応標準病名マスターの一部を含んでいるので、「索引語テーブル」（病名表記の同義、類義語や修飾語、異字体などを収載）と合わせて使用することができます。

また「修飾語テーブル」には、歯科病名に対応する歯式が部位として収載されており、歯科診療報酬請求を電子的に行う際に合わせて使用することで、病名部位としての歯式が表現できます。

【関連他標準との関係】

ICD10 対応標準病名マスターとレセプト電算処理システムの傷病名マスターの一部を含んでいます。病名交換用コードを介することで、標準病名に置き換えて、レセプト請求への記載や他施設との情報交換に利用することが可能です。

歯式を表現するための部位が収載された「修飾語テーブル」を元とした、レセプト電算処理歯科システムの歯式マスターおよび、歯科診療行為マスターと合わせて使用することができます。

ICD コードは原則として ICD10 (International Statistical Classification of

Diseases and Related Health Problems) 邦訳「疾病、傷害および死因統計分類提要」に記載されたコーディングルールに従っています。

ICD-DA コードは原則として ICD-DA (Application of the International Classification of Diseases To Dentistry and Stomatology, Third Edition) 邦訳「国際疾病分類歯科学及び口腔科学への適用第3版」に記載されたコーディングルールに従っています。

【規格の入手方法】

一般財団法人医療情報システム開発センターの標準歯科病名マスターのホームページ

(<http://www2.medis.or.jp/master/sika/kyoumei/>) からダウンロード入手可能。

【メンテナンス状況】

2008年6月に Ver1.00 を公開しました。歯科分野の標準化検討分科会、標準病名マスター作業班により、支払基金の傷病名マスターおよび歯科病名基本テーブルのレコードに変更があった場合のみ、ICD10 対応標準病名マスターの年4回のバージョンアップ (6/1、10/1、1/1、3/1) に合わせてバージョンアップを行っています。

【現在の改版状況】

2011年6月1日現在、Ver1.13 となり (ICD10 対応標準病名マスターV3.00 に対応)、歯科病名基本テーブルの収載病名は 2,670 件で、その歯科使用分野別の内訳は、一般診療所用 596 件、歯科矯正用 290 件、一般診療所と歯科矯正の両方に使用できるもの 92 件、それら以外 1,692 件です。

歯科索引テーブルは 12,095 件を収載しています。